



# TOKACHI SHINKUMI DISCLOSURE 2024

十勝信用組合の現況

令和5年4月1日～令和6年3月31日



TOKACHI SHINKUMI  
DISCLOSURE

2024

## 目 次

## Contents

ごあいさつ	2
経営理念、基本方針、沿革・歩み	3
組合概況、事業の組織図、役員の一覧、会計監査人の名称	4
事業概況、主要な経営指標の推移	5
自己資本の充実の状況	6
不良債権等の対応	7
リスク管理体制について	8~11
コンプライアンス（法令等遵守）体制について	12~14
総代会制度について	15
主要な事業の内容	16
商品・各種サービスのご案内	17~18
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況	19~22
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	23
資料編	24~40
報酬体系について	41
法定開示項目一覧	42
営業地区・店舗、トピックス	43
店舗一覧表	44





## ごあいさつ

日頃より格別のお引き立てを賜り、心から厚くお礼申し上げます。

本年も十勝信用組合の現況について、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じ当組合へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和5年度の国内及び道内経済におきましては、新型コロナウイルス感染症の位置付け見直し等による社会活動の正常化並びに各種政策効果を反映し、緩やかな回復基調にあります。

しかし、中小・小規模事業者については、その多くがコロナ禍を乗り越える中で積み重なった債務に加え、エネルギー・資源価格の高騰、更には人手不足に伴うコストの増加が足かせとなり、依然として厳しい経営環境下にあります。

十勝経済におきましては安定した農畜産物取扱高の増加が下支えとなり、コロナ禍の影響は依然みられるものの、個人消費や観光関連等の持ち直しにより経済活動は正常化に向かい一つあります。しかし、事業者からはゼロゼロ資金の償還による資金繰りに関する不安の声が多く寄せられています。

このような情勢下、当組合として地元企業に対し、顧客の課題を聞き取り迅速な対応を心がけてまいりました結果、業績面では、当年度末預金残高は前期比1.51%減の624億82百万円、貸出金残高は前期比2.89%増の468億21百万円となりました。

収益面では、本業である貸出金利息の増加により、金融機関の実質的な収益力を示すコア業務純益は対前期比50百万円増の3億12百万円、税引前当期純利益は対前期比22百万円減の3億51百万円、当期純利益は対前期比8百万円減の2億64百万円と黒字計上は16期連続となりました。

今後におきましても、引き続き自己資本の充実による経営の強化に努め、地域金融機関が最優先に取組む課題として、コロナ禍の影響を見据えた柔軟な対応、物価高騰による企業経営への影響等の資金相談態勢に積極的な参画を掲げ、組合員、中小企業へのできる限りの支援を発揮し、使命・役割を果たすことで、地域の皆様から信頼と期待される金融機関を目指すことに努めてまいりますので変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

十勝信用組合

理事長 橋場 幸一

## 経営理念

### 1 存在意義

常に、きめ細かな心の通った金融事業を通じて、取引先の繁栄と地域社会発展のため努力する。

### 2 行動規範

当組合で働く者は、金融業務のプロとして恥ずかしくないように常に自己研鑽に励むものとする。

### 3 経営姿勢

組合の永遠の発展のため、健全経営をはかり、役職員の生活向上を目指して努力する。



## 基本方針

十勝信用組合は役職員の心を合わせ、相互扶助の精神に基づき地域の皆様から信頼され、且つ、必要とされる金融機関として、地域経済の発展に努めると共に、組合員の経済的地位の向上を図る事とする。

## 沿革・歩み

昭和	31年 8月	帯広市西1条南12丁目に開店	平成	18年 11月	創立50周年記念式典を挙行	
	37年 11月	緑ヶ丘出張所開店(昭和41年10月3日に支店に昇格)		20年 2月	適格機関投資家の指定を受ける	
	39年 11月	北出張所開店(昭和42年9月に支店に昇格)		20年 3月	北海道後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関契約締結	
	42年 11月	幕別支店開店		22年 11月	井上潔元理事長「黄綬褒章」受章	
	43年 11月	本店、現在地に移転開店		24年 5月	高木喜一元理事長「旭日双光章」受章	
	50年 12月	上士幌支店開店		24年 12月	経営革新等支援機関として認定を受ける	
	52年 11月	南支店開店		25年 2月	でんさいネット(全銀電子記録債権)開業に合わせて取扱開始	
	55年 12月	西支店開店		25年 11月	高橋克弘前理事長「黄綬褒章」受章	
	58年 9月	啓北支店開店		26年 11月	啓北支店、現在地に移転開店	
	59年 8月	全銀データー通信システム(為替)に加盟		27年 8月	(株)日本政策金融公庫と地方創生に関する業務提携締結	
	60年 8月	預金業務オンラインシステム稼動開始(全国信組共同)		27年 12月	インターネットバンキングサービス開始	
<hr/>						
平成	2年 7月	銀行等業態間CD提携(MICS)業務開始		28年 11月	「大規模災害発生時の相互支援協定(協定先:北海道銀行・帯広信用金庫)」の締結	
	8年 11月	創立40周年記念式典を挙行		29年 2月	創立60周年記念講演を挙行	
	10年 6月	北海道拓殖銀行春駒橋支店跡に緑ヶ丘支店移転		29年 4月	奨学金制度「はばたき奨学金」の取扱開始	
	12年 4月	郵貯とのCDオンライン提携業務開始		30年 8月	(株)日本政策金融公庫との協調融資商品「ベストタッグ」取扱開始	
	14年 1月	損害保険窓販業務開始		<hr/>		
	14年 12月	上士幌支店改築開店		2年 3月	新型コロナウイルス対応緊急資金取扱開始	
	15年 4月	インターネットホームページに経営情報の開示開始		2年 9月	西支店、現在地に移転開店	
	16年 4月	中小企業金融公庫・釧路信組・十勝信組において業務提携・協力について覚書を締結		3年 5月	(株)日本政策金融公庫との協調融資商品「事業承継」取扱開始	
	16年 11月	監査法人 トーマツと監査契約の締結		3年 7月	南支店、現在地に移転開店	
	16年 12月	決済用預金(無利息型普通預金)の取扱を開始		4年 11月	電子交換所運営開始	
	17年 6月	本店建物改修		5年 6月	橋場幸一 理事長に就任	
	17年 9月	「十勝しんくみ まごころ相談室」及び「しんくみ利用者相談室」の開設		5年 7月	高橋克弘 理事会長(非常勤)に就任	
	18年 1月	ATMによる他行振込カード利用開始		6年 5月	高橋克弘 理事会長「旭日双光章」受章	
	18年 2月	一時払い終身生命保険の取り扱い開始				

## 組合概況

(令和6年3月31日現在)

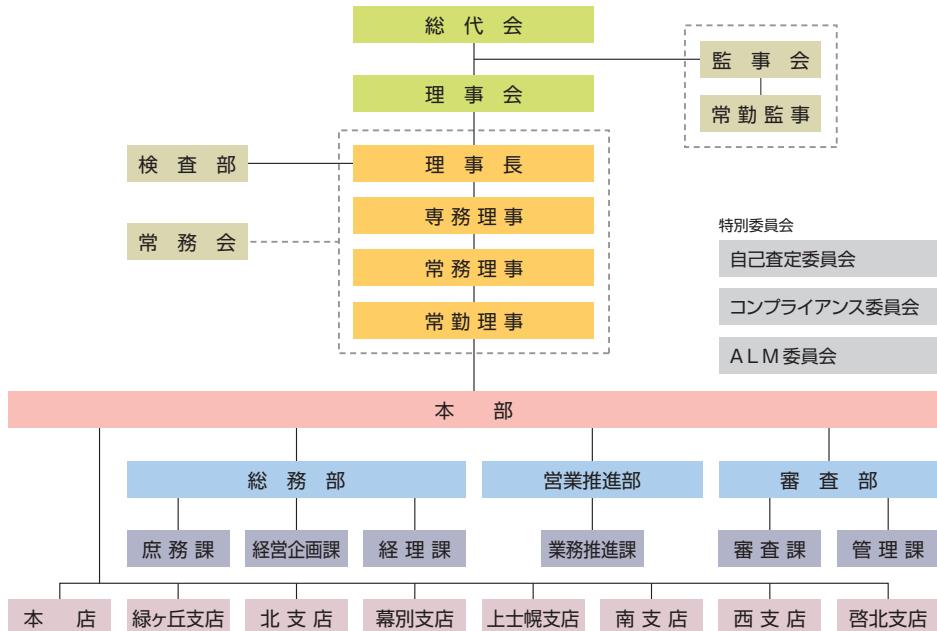
### 十勝信用組合

本店 〒080-0010  
帯広市大通南9丁目18・20番地  
TEL 0155-23-1371 (代)  
設立 昭和31年8月  
出資金 5億79百万円  
預金残高 624億円  
融資残高 468億円

職員数 69名 (男性41名・女性28名)  
店舗数 8店舗  
市内 本店、緑ヶ丘、北、南、西、啓北  
管内 幕別、上士幌  
事業内容 預金・融資・為替業務の他  
(株)日本政策金融公庫等各種代理業務  
商工会議所 議員

## 事業の組織図

(令和6年6月21日現在)



## 役員の一覧 [ 理事及び監事の氏名及び役職名 ]

(令和6年6月21日現在)



理事長  
橋場 幸一



専務理事  
大場 孝志



常務理事  
木下 直哉



常勤理事  
森 淳一



理事会長  
高橋 克弘



理事  
笹井 守



理事  
河西 智子



理事  
橋内 伸幸



理事  
久保 且佳



理事  
梶野宗一郎



常勤監事  
八代 進



員外監事 ※  
木野村英明

当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。  
※協同組合による金融事業に関する法律に定める員外監事

## 会計監査人の名称

(令和6年6月21日現在)

有限責任監査法人 トーマツ

## 事業概況

### 預金・積金の状況

新型コロナウイルス感染対応資金(ゼロゼロ資金)を多くの事業先に対し支援しており、コロナ禍終息までの状況を見据え預金として滞留している事業先が多く、預金が増加している主な要因であります。また、地元金融機関として営業店長を中心に利用者との取引向上を主眼とした訪問活動を継続して行い、預金は期中平均残高674億90百万円(対前期比1億47百万円・0.22%減)、期末残高624億82百万円(対前期比9億56百万円・1.51%減)となりました。

### 貸出金の状況

地元中小企業に対し、新型コロナウイルス感染対応資金(ゼロゼロ資金)終了後の資金支援や条件変更等への柔軟な対応に努めました。また、日本政策金融公庫との協調融資によるコロナ関連資金、太陽光発電事業資金、賃貸不動産向け融資等で貸出金需要に応えてきた他、個人顧客に対しては各種個人ローンの推進を積極的に行った結果、貸出金は期中平均残高445億70百万円(対前期比15億1百万円・3.49%増)、期末残高468億21百万円(対前期比13億13百万円・2.89%増)となりました。

### 損益面の状況

本業である貸出金利息の増加により、金融機関の実質的な収益力を示すコア業務純益は対前期比50百万円増の3億12百万円、税引前当期純利益は対前期比22百万円減の3億51百万円、当期純利益は対前期比8百万円減の2億64百万円と黒字計上は連續16期となりました。

### 組合員・出資金の状況

自己資本の充実を図るために、今期も前期に引き続き、出資金の増強を推進致しました。  
推進結果において組合員皆様のご理解とご協力を頂き、当期中に組合員数は19名減少となりましたが、出資金額は4,417千円増加し、出資金総額は579,813千円となりました。

### 出資配当率について

出資金の配当率は、実績等から年2%と致しました。

(単位：人、百万円)

組合員数	令和4年度		令和5年度	
	区分	組合員数	出資金	組合員数
個人	10,755	445	10,721	448
法人	1,503	130	1,518	131
合計	12,258	575	12,239	579

### 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

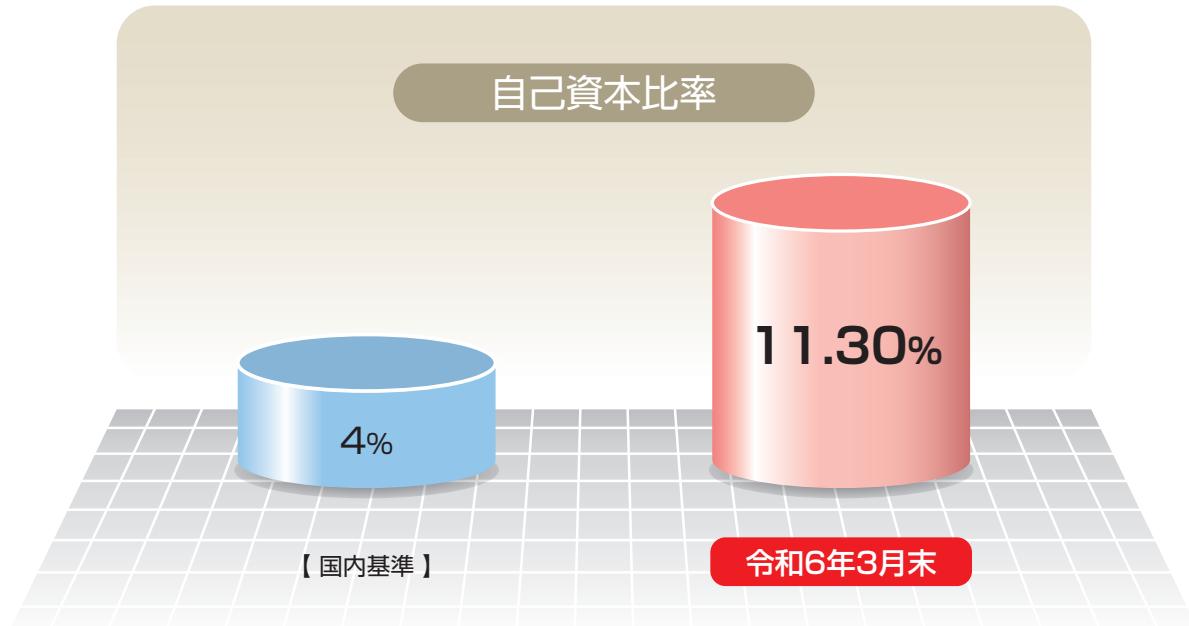
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,232,109	1,243,456	1,224,200	1,235,760	1,260,757
経常利益	282,651	323,506	341,757	374,135	352,069
当期純利益	198,951	212,692	221,394	273,541	264,923
預金積金残高	54,107,129	60,360,210	61,854,164	63,438,161	62,482,230
貸出金残高	34,982,524	40,947,295	43,011,211	45,508,110	46,821,304
有価証券残高	11,201,794	12,170,475	11,939,438	9,407,204	9,874,501
総資産額	58,583,070	70,999,147	72,604,462	71,602,268	72,110,062
純資産額	3,316,856	3,856,610	4,055,232	4,199,396	4,605,732
単体自己資本比率	10.41%	10.65%	10.99%	11.31%	11.30%
出資総額	524,625	538,315	560,946	575,396	579,813
出資口数	1,049,250口	1,076,630口	1,121,892口	1,150,793口	1,159,627口
出資に対する配当金	10,222	10,457	10,859	11,297	11,374
職員数	71人	73人	71人	71人	69人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。  
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## 自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質の健全性を示す重要な指標です。

当組合の令和6年3月末の自己資本比率は、国内基準（4%）を充分上回る11.30%を確保しております。当組合は、皆様からの信頼にお応えできるよう健全性を維持し、財務体質の強化に努めてまいります。



### ■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金及び一般貸倒引当金等により構成されています。

### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、十勝管内のみを営業区域として営業を行う金融機関で、令和6年3月末の自己資本比率は、11.30%と国内基準(4%)を大きく上回っております。

これまで地域のお客様方にお持ちいただいている出資金と利益等により、自己資本充実を図り、経営の健全性・安全性を保ってきております。

尚、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づいた業務推進を通じ得られる利益により資本の積上げを施策として考えております。

また、自己資本の大半は、出資金や準備金・積立金等の最も安定した基本的項目の資本で構成されております。

当組合は、融資審査・管理能力の向上に努め、貸出債権の不良化の未然防止に努めております。また、貸出金査定業務の厳正運営により保有する資産が、どの程度の危険にさらされているかを適正に把握し、資産の健全性確保を図っております。

## ■協金法開示債権（リスク管理債権） 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分		債権額(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D) (B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和4年度	825	457	367	825	100.00%	100.00%
	令和5年度	656	352	304	656	100.00%	100.00%
危険債権	令和4年度	268	262	1	263	98.28%	25.38%
	令和5年度	313	286	14	300	95.98%	52.90%
要管理債権	令和4年度	25	24	0	24	93.71%	3.23%
	令和5年度	23	23	-	23	100.00%	-
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和4年度	25	24	0	24	93.71%	3.23%
	令和5年度	23	23	-	23	100.00%	-
開示債権計	令和4年度	1,119	743	369	1,112	99.44%	98.34%
	令和5年度	993	662	318	981	98.73%	96.20%
正常債権	令和4年度	44,885					
	令和5年度	46,340					
合計	令和4年度	46,004					
	令和5年度	47,333					

\* 単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。  
 3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。  
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。  
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。  
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。  
 7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。  
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。  
 10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

## ■貸出金償却の額

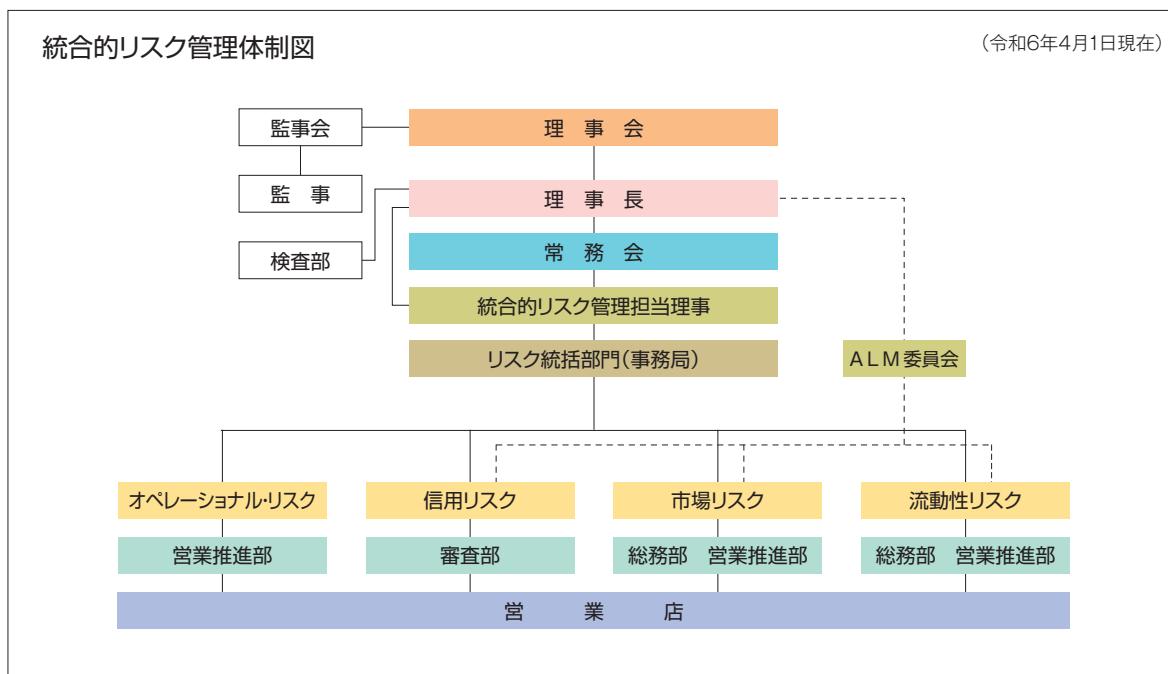
(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	0	-

- (注) 1. 貸出金償却額は、期首計上の貸倒引当金を控除した実質負担額を記載しております。  
 2. 単位未満は切り捨てて表示しております。

金融環境が大きく変化する中で、金融機関の業務は経営全般に亘り様々なリスクが一段と多様化・複雑化し、経営の自己責任が強く求められております。

当組合の統合的リスクの管理は、業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し、総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的とし、「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク統括部門は各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して統合的リスク管理体制の充実・強化に努めております。



## ■市場リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクター（危険要素）の変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生みだされる収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなっています。当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、定期的にリスク統括部門に報告し、また「ALM規程」に基づきALM委員会を開催し、資産の健全性と収益の向上に努めています。

## ■流動性リスクの管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。当組合では、的確な資金ポジションを確保するため預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、資金調達手段や調達先の多様化などを図り、流動性の健全確保に対しても万全の体制をとっております。また「流動性リスク管理規程」に基づき、定期的に統合的リスク管理部門に報告し、適正な資金管理に努めています。

尚、当組合では、資金を市場から調達していない事から「資金繰りリスク」のみを流動性リスク管理として対応しています。

## ■信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産（オフバランス資産を含む）価値が減少または消失して当組合が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、貸出審査部門と営業推進部門を分離し内部研修・外部研修を通じ審査管理能力の向上に努め、更には厳正な資産の自己査定を行い資産の健全化に努めています。

貸倒引当金の計算基準として、一般貸倒引当金については、正常先債権及び要注意先債権を一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てております。

個別貸倒引当金については、破綻懸念先債権は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てており、実質破綻先債権及び破綻先債権は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。その引当結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

また、「信用リスク管理規程」に基づき定期的に統合的リスク管理部門に報告し、資産の健全性確保に努めしております。

### ●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR) の4社を採用しております。

### ●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクspoージャーの種類毎の適格格付機関の使分けは行っておりません。

## ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化する為の措置をいい、具体的には、融資金に対する保全としての預金担保・有価証券担保・不動産担保・保証等による保全措置を講じておりますが、あくまでも補完的位置付けと認識しております。

当組合は、融資の取上げに際しては資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質等、さまざまな角度からの判断と、担保又は保証人に過度に依存しない融資姿勢に努めしております。

なお、審査の結果において担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただき、ご契約をいただく等適切な取扱いに努めしております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等があり、その手続きについては、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、「事務取扱規程」等に基づき適切な取扱いに努めしております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金・上場株式・有価証券等、保証として信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクspoージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### ●派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、該当ありません。

### ●証券化エクspoージャーに関する事項

当組合は、証券化取引はありません。

## ■オペレーション・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切である事又は外生的な事象により損害を被るリスクであり、主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方針を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的かつ実効性のある内部管理体制を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

また、リスク統括部門が各リスクの管理所轄部署と連携し、検査部による自店検査及び臨店検査、営業推進部の臨店によるモニタリング等の結果に基づき、統括的なリスク管理体制の充実・強化に努め体制上の問題点等を把握し、適時適切な指示を各部に対し行うと共に、担当理事が常務会へ報告する等リスクコントロールする体制によりリスクの削減に努めております。

### (システムリスク管理の方針)

- 当組合のコンピューターシステムは、しんくみ全国共同センター（以下「SKC」という。）のシステムを利用していることから、SKCと一緒にシステムの安定稼働に万全を期し、障害等の発生を未然に防止するため、SKCの運営に積極的に参画するものとする。
- 当組合は、SKCからのデータを基に作成する独自資料の管理並びに危機管理対応に備えるために補完システムを有していることから、これらのリスク管理も行うものとする。
- 通常業務管理のために導入が図られているパソコン等についても、リスク管理を行うものとする。

### (事務リスク管理の方針)

- 当組合は、事務リスク管理の重要性を鑑み、次により事務リスクを軽減すべき対応を図り、顧客からの信頼性向上に努める。
- 事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正性の維持を図る。
- 事務規程・各種マニュアルの整備と適切な事務指導を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理体制の充実・強化を図る。
- 機械化・システム化により手作業事務処理の軽減を図る。
- 現金の取扱は、別に定める「出納事務取扱要領」、金券の取扱については、「重要証書類出庫入庫事務取扱要領」に基づき厳格に行う。
- 事故の未然防止、事務レベルの向上のため、検査部による臨店検査を全店年1回以上実施するほか、営業店においても毎月1回の店内検査の実施を図る。
- 各営業店に対し計画的な研修・指導を行い、事務水準の向上を図る。

## ●オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

## ■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または、株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、優先出資証券、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。（子会社及び関連会社株式はありません）

そのうち上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価およびバリューアットリスク計測により把握し、定期的並びに適宜、リスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。

株式関連投資信託への投資は、債券運用のヘッジ資産とし、「年間運用計画書」に従いポートフォリオの調整を行っております。なお、取引に当たっては、当組合が定める「資金運用規程」「資金運

用基準要領」「有価証券運用基準要領」に基づいて適正に運用・管理に努めております。

一方、非上場株式、優先出資証券、投資事業組合への出資金については、上記規程・要領に則り適正な運用・管理に努め、リスク状況については、財務諸表、運用報告書を基に、定期的に常務会へ報告し適切なリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の区分に関する規程」「有価証券時価評価算定基準要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。

## ●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合では取扱していません。

## ■金利リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる体制としております。

具体的には、VaR法を用い、金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討するとともに、定期的にリスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

## ●内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、預貸金については、SKC-ALMシステムを用いて、有価証券については、VaR法により金利リスクを計測しております。

VaR（バリュー・アット・リスク）は、以下の定義に基づき算定しております。

1. 計測手法 ······ 再評価方法
2. 対象 ······ リスクの対象は、預貸金(預け金を含む)、有価証券
3. リスク額 ······
  - ①保有期間:預貸金(預け金を含む) 240日、有価証券120日
  - ②信頼区間99%
  - ③観測期間5年にて最大損失額を計測しております。
4. コア預金 ······ コア預金とは明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことといいます。  
当組合では、流動性預金全般（当座・普通・貯蓄預金等の預金）を対象に
  - ①過去5年間の最低残高
  - ②過去5年の最大年間流失量を現残高から差し引いた残高
  - ③現残高50%相当額のうち③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出しております。
5. 計測の頻度 ······ 月次

金融機関には、一般の企業に比べ公共性が高く、社会的責任を意識した経営が常に求められ、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、マネーローンダリング、テロ資金供与の防止など数多くの法令やルールがあります。この法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることを法令等遵守（コンプライアンス）と言います。

## 基本的な考え方

当組合は、協同組合組織による組合員の相互扶助を理念においていた金融機関として、社会的責任と公共的使命を認識し、法令や社会的規範等を遵守し、日常業務を正確適正に行い、リスクを未然に防止する機能を有し、経営の健全性を保つことが経営の根幹であると考えております。そのことにより、地域の皆様から真に頼りにされ、取引先、地域社会の発展に寄与できる金融機関の基本であると考えております。

## 当組合の取り組み

当組合は、コンプライアンス体制の構築が経営の最重要課題とし、十勝信用組合倫理綱領を基本に据え「コンプライアンス規程」を基に、役職員全員が経営の健全性を高め、社会からの信頼を確かなものとするコンプライアンスの基本原則に学び、理事長を先頭に本部及び本支店の各部門ごとにコンプライアンス体制の徹底に努めております。

## 当組合のコンプライアンス基本方針

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 社会的使命と<br>公共性の自覚と責任 | (1)当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小企業者及び労働者等の金融の円滑化に努めます。<br>(2)当組合は、常にお客様へのサービス向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。 |
| 2. 信頼の確保               | (1)当組合は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。<br>(2)当組合は、誠実・公正な行動により、社会、顧客からの信頼確保に努めます。                                 |
| 3. 経営の透明性の確保           | 当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。   |
| 4. 反社会的勢力の排除           | 当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。   |

## ● 顧客保護等管理体制

当組合では、顧客の保護及び利便性の向上を図ることを目的に「顧客保護管理規程」を定め、顧客保護等管理が適切に行われることに努めています。

### 顧客保護等管理とは、

- (1)顧客に対し与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引の説明が十分に行われるよう管理すること。
- (2)顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に処理されるよう管理すること。
- (3)顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に行われていることを管理すること。
- (4)当組合の業務を外部委託する場合、業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることを管理すること。
- (5)当組合の業務に関し顧客保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務が適切に行われるよう管理すること。

## ● 利益相反管理方針の概要

当組合は、当組合とお客様の間における取引に際し法令等を遵守し、当組合の商品・サービスを利用し又は利用しようとされる方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に努め、もってお客様からの信頼が確保されるよう継続的に取り組みます。

また、当組合は法令等に従い当組合の利益相反管理方針を制定し、その概要をここに公表します。

### 1. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間及び当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること。
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること、また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理部門において、適切な特定を行います。

## 2. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- ① 優越的地位の濫用により、お客様の不利益のもとに当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引。
- ② ビジネスマッチング等において、一方のお客様に対する利益よりも優先して特定のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引。
- ③ お客様から入手した情報を不当に利用して、当組合または他のお客様の利益を図る取引。

## 3. 利益相反管理体制

当組合は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を一元的に行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

## 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当組合には、グループ会社等がありませんので利益相反管理の対象は、当組合のみとなります。

### ●マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理体制の強化に取り組んでいます。

#### 当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理体制を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに北海道警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがあります。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# コンプライアンス(法令等遵守)体制について

TOKACHI SHINKUMI  
DISCLOSURE  
2024

## ● マネー・ローンダリング関係ポスター



A poster from the Japan Credit Union Association. It says: '信用組合とお取引をいたしているお客さまへ「お客さまの情報」の定期的な確認について理解とご協力をお願いいたします' (We would like to request your understanding and cooperation regarding the regular confirmation of 'Customer Information' for those who have transactions with credit unions). It includes: 'マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください' (Please cooperate with money laundering and terrorist financing prevention measures), '近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しております。' (In recent years, the importance of money laundering and terrorist financing prevention has increased in the international community. Additionally, financial crimes such as special fraud using bank accounts have occurred in the domestic market.), '各金融機関では、これらの中の犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。' (Financial institutions are taking various measures based on the Anti-Money Laundering and Terrorist Financing Prevention Law and the FSA's 'Guidelines for Money Laundering and Terrorist Financing Prevention'), 'この対策の一環として、信用組合を含む金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。' (As part of this measure, financial institutions including credit unions regularly check the current information of customers according to the specified methods), '(※)既にお取引をいたしているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに聞する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。' (The specific measures involve asking customers about their transaction details and purposes on a regular basis), 'このようにお客さまおひとりの情報は定期的に確認させていただきますことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりますまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。' (By regularly checking the information of individual customers, we prevent criminals from using financial institutions to hide their true identities and commit crimes), 'お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からのお客さまの情報に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。' (We would like to request your understanding and cooperation regarding the regular confirmation of customer information), and '最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用組合の本店にご相談いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。' (Fraudsters are using various methods to obtain customer information, so if you suspect anything unusual, please consult the main office of the credit union). Logos for the Japan Credit Union Association and the Financial Services Agency are at the bottom.

A poster about the 'Actual Controlling Person List'. It features a large green seal with the text '実質的支配者リスト' (Actual Controlling Person List). The main text says: '実質的支配者リストの保管・探しの交付申請' (Application for storage, search, and issuance of the Actual Controlling Person List), '手数料無料' (Free of charge), '株式会社(利用者)' (Corporate user), '商業登記所(全国84か所)' (Commercial Registration Office (84 locations nationwide)), 'リストの探し出しを提出' (Submit the request for finding the list), '金融機関等' (Financial institutions etc.), '司法書士等' (Lawyers etc.), and 'リストの確認・探しの交付' (Confirmation and issuance of the list). Below this, it says: '令和6年6月までに司法書士等との一定の取引時確認においても、法人の実質的支配者の申告が必要となります。令和6年中にこの割合の更なる利用手続の拡大が予測されています。' (From April 2024, declarations from lawyers and others will be required even if there is no specific audit. It is expected that the number of users will increase further by June 2024). A section titled '実質的支配者リストとは' (What is the Actual Controlling Person List?) explains: '株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記されたリストです。この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その探しに登記官の認証文を受け付けています。' (It is a list of the names of the actual controllers of a company and the percentage of shares they hold. This system allows companies to submit their own lists to the Commercial Registration Office, which then issues a certificate of authentication). Another section titled '利用のメリット' (Benefits of use) lists: 'その1 信頼性の高い実質的支配者情報を得ることができます。' (You can get highly reliable information about the actual controllers), and 'その2 会社が金融機関などで行う実質的支配者の確認手続がスムーズになります。' (The process of verifying the actual controllers with financial institutions will be smoother). Logos for the Ministry of Justice and the Financial Services Agency are at the bottom.

## ■ 総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

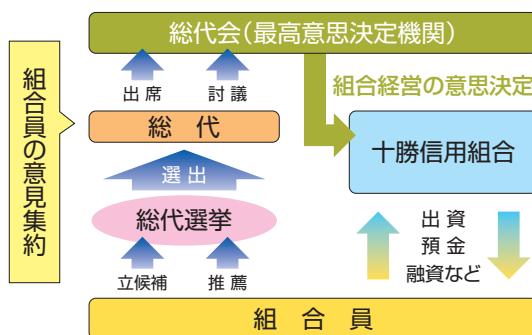
また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総代会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員が多数である事より、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員(利用者)アンケート調査や組合員懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでいます。

## ■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方または地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を11の区に分け、総代の選出を行っています。総代の定数は、定款で100人以上、110人以内と定めており、現在は108名しております。

## ■ 総代会の決議事項

令和6年6月21日開催の第68回通常総代会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

記

### 【議決事項】

- 議案第1号 剰余金処分案承認の件
- 議案第2号 第69期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)  
事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件
- 議案第3号 理事改選選挙の件
- 議案第4号 監事改選選挙の件
- 議案第5号 役員退任に伴う退職慰労金支出承認の件
- 議案第6号 定款第15条3項・第16条による組合員除名の件

## ■ 総代の属性別構成比

職業別	個人事業主13.0%、法人役員50.0%、法人37.0%
年齢別	40歳代7.3%、50歳代16.2%、60歳代23.5%、70歳代36.8%、80歳代14.7%、90歳代 1.5%
業種別	製造業4.6%、不動産業13.0%、卸売・小売業25.0%、建設業31.5%、運輸通信業3.7%、鉱業1.9%、水産業0.9%、その他サービス業18.5%、その他0.9%

※業種別には個人事業主、法人役員も含んでおります。



第68回 通常総代会

(令和6年6月21日現在)

## ■ 総代氏名

任期: 令和5年10月19日から令和8年10月18日

敬称略・順不同・( )の数は就任回数

### ●第1選挙区総代名簿

(帯広市、中央・東区域)定員11名(現員10名)

庄内 忠道(6)
夷石 行夫(3)
加藤 雄樹(3)
㈱河野産業(13)
後藤 健二(3)

### ●第1選挙区総代名簿

(帯広市、西区域)定員13名(現員13名)

石川 博機(9)
海野 修一(3)
永光建設㈱(2)
㈱王勝設備(3)
大越 重春(6)

### ●第2選挙区総代名簿

(芽室町、清水町、新得町、鹿追町)定員3名(現員3名)

㈱栄 和(5)
㈱北海運輸(11)

### ●第3選挙区総代名簿

(幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町)定員15名(現員15名)

㈱アスワン(8)
伊藤 光一(6)
上田 敏也(3)
木川商店(3)
菊地 勇(3)

### ●第4選挙区総代名簿

(音更町、土幌町、上士幌町)定員15名(現員15名)

田中 康蔵(2)
小椋 茂明(1)
塚田 浩貴(3)
津田 幸雄(3)
杉山 幸昭(7)

### ●第5選挙区総代名簿

(中札内村、更別村、幕別町、大鷲町、広尾町)定員2名(現員2名)

石村 久男(2)
原田 貢(1)

### ●第6選挙区総代名簿

(本別町、足寄町、陸別町)定員1名(現員1名)

㈲荒井鋸木店(1)
-----------

以上定員 110名

現員 108名

※個人情報保護法に基づく同意を得ております。

# 主要な事業の内容

## ■ 預金業務

### 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、決済性預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

## ■ 貸出業務

### (イ)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

### (ロ)手形の割引

商業手形、為替手形の割引を取扱っております。

## ■ 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

## ■ 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

## ■ 内国為替業務

振込・送金・代金取立等を取扱っております。

## ■ 外国為替業務

取扱っておりません。

## ■ 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

## ■ 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

## ■ 附帯業務

### (イ)債務保証業務

### (ロ)代理業務

- (a) (株)日本政策金融公庫、全国信用協同組合連合会、(株)商工組合中央金庫、(株)住宅金融支援機構の代理貸付業務
- (b) 北海道建設業信用保証(株)の代理業務
- (c) (株)労働者退職金共済機構の代理業務
- (リ)地方公共団体の公金取扱業務
- (二)両替業務
- (ホ)保険業法により行う保険契約の締結の代理又は媒介
- (ヘ)電子債権記録業に係る業務

※詳しい内容については窓口でおたずねください。

(令和6年6月21日現在)

## 各種手数料一覧

### ●内国為替手数料

		同一店舗内宛	十勝信用組合本支店宛	他金融機関宛
振込	電信振込 文書振込	5万円以上 5万円未満	110円 110円	220円 110円
ATM振込	キャッシュカード振込 他行カード振込	5万円以上 5万円未満	110円 110円	220円 110円
	現金振込	5万円以上10万円以下 5万円未満	220円 110円	330円 110円
				660円 440円
	取扱手数料	電子交換所による取扱 小切手	無 料 660円	(料金に限り) 1.100円
		個別取扱 小切手手形等		
	定額自動送金	定額自動送金基本料	1契約につき1,100円	
		5万円以上 5万円未満	110円 110円	220円 110円
その他 の諸手数料	振込送金	組戻(取消)手数料 変更(訂正)手数料	無 料 無 料	660円 220円
		店頭呈示料	1,100円 (但し、取扱費用が1,100円を超えるときは実費)	1,100円
		手形組戻不渡手形返却料	無 料	660円 660円

\*当組合同一店舗内振込(ATM振込を含む)の1万円未満の手数料は無料となります。

\*現金を他の障がいをお持ちのお客様は、ATM振込の手数料額で窓口取扱をご利用できます。

\*文書払いによる振込みは「付帯手付振込」「即座金・公金の振込」に限り可能です。

\*個別取扱とは、電子交換所不参加金融機関への取扱いや電子交換できない証券類の取扱いなど、特定の条件下での取扱です。

### ●各種用紙代

小切手帳	1冊(50枚綴り)	1,320円
約束手形帳	1冊(25枚綴り)	880円
為替手形帳	1冊(25枚綴り)	880円
自己宛小切手用紙	1枚	550円
借用用約束手形	1枚	660円

### ●再発行・交付等に関する手数料

通帳、証書、カード等の再発行手数料	1冊、1枚	1,100円
夜間金庫パック 4個まで(1個増すごとに220円加算)	月額	7,700円

### ●不動産担保事務取扱手数料

住宅ローン及びその他消費者ローン(道・市住宅制度融資を除く)

新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	22,000円
<b>一般扱い</b>		
新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	44,000円

### ●両替及びつり銭に関する手数料

取扱枚数	手数料
1枚~20枚	無 料
21枚~100枚	110円
101枚~1,000枚	330円
1,001枚~2,000枚	550円
2,001枚以上、1,000枚増ず毎	220円加算

\*両替枚数のカウント方法は、ご持参金種あるいは希望金種のどちらか多いほうと致します。

\*つり銭準備金等の希望金種についても、一万円券を除く五千円券以下の合計枚数が101枚以上からの対象となります。

### ●ATMサービス手数料・取扱時間

		当組合カード	他組合カード (しんくみお得意ネット)	他カード (相互入金)
平 日	8:45 ~18:00	無 料	無 料	110円
	18:00 ~19:00 注1	110円	220円	220円
土曜日	9:00 ~14:00	無 料	無 料	110円
	14:00 ~17:00	110円	220円	220円
日曜日	9:00 ~17:00	110円	220円	220円
祝 日	9:00 ~17:00	110円	220円	220円

注1. 平日当組合の本店以外の店舗は17:00迄。

\*当組合の土曜・日曜・祝日ATM稼働店は本店となります。

\*他金融機関ATMご利用の手数料は、ご利用する金融機関によって異なります。

### ●セブンイレブンのATMは24時間ご利用いただけます。

(但し、4:00から4:10までの10分間はご利用になれません)

	セブンイレブンATM
平 日	24時間
	110円
祝 日	24時間
	110円

個人用キャッシュカード(個人事業主を含む)以外(法人・権利能力なき社員・財団・任意団体等)のカードは、他行のATMではご利用できません。(当組合本支店をご利用ください)

\*設営場所等により、ご利用時間・ご利用日は異なります。

\*各手数料は、消費税込みの金額となっております。

\*各種手数料一覧は、代理貸付など委託業務等を除く手数料を表示しております。

\*その他手数料(委託業務等)につきましては窓口におたずね下さい。

# 商品・各種サービスのご案内

## 預 金

預金の種類	内 容	預入期間	預入金額
定期性総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金・定期積金・自動融資をセット。貯める・受取る・支払う・借りる、すべてかなう商品です。(自動融資は定期預積金合計額の90%、最高999万円までご利用頂けます。)		
貯蓄預金	普通預金のような自動受け取りや自動支払いにはご利用できない出し入れ自由な貯蓄専用の商品です。(個人の方に限ります。)	ご自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金などの自動支払いや各種カードの決済口座としておサイフがわりにご利用いただけます。	ご自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金、平成17年4月以降のペイオフ解禁拡大後も預金保険制度により全額保護の対象になる商品です。	ご自由	1円以上
当座預金	事業をされている方の商取引決済預金です。小切手・手形がご利用いただけます。	ご自由	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備いただく預金です。お利息は非課税となります。	お引き出しは納税時	1円以上
通知預金	まとまった資金を短期間運用するのに最適な商品です。	7日以上	1万円以上
スーパー定期	ご計画に合わせ、おいくらからでも運用可能な商品です。	1ヶ月以上5年以内	100円以上
大口定期預金	まとまった資金の運用に最適な商品です。金利は市場の金利動向に応じて1週間単位で変わります。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
新型期日指定定期	1年複利、1年据え置き後は、いつでもお好きなときにお引き出しあたげる便利な商品です。(個人の方に限ります。)	最長3年(据置1年)	100円以上 300万円未満
積立定期預金	目的に合わせた積立、ご希望日に合わせた満期日設定の出来る商品です。	5年以内	100円以上
スーパー積金	ご結婚・旅行・教育・住宅の増改築など計画的な資金づくりに最適な商品です。目標に合わせご利用いただけます。	6ヶ月以上7年以内	1,000円以上
年金定期預金	当組合において公的年金をお受取り頂いているお客様。3年以内に当組合において公的年金お受取りのご予約を頂いている個人のお客様に店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期預金です。	1年間	100円以上 1,000万円以内
子育て応援定期預金	18歳未満のお子様を扶養する個人のお客様を対象に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期預金です。	1年(自動継続の取扱は出来ません)	10万円以上~250万円以内 (通帳式の定期預金となります)
子育て応援定期積金	18歳未満のお子様を扶養する個人のお客様を対象に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期積金です。	2年以上	ご契約の満期金額が20万円以上
一般財形預金	毎月の給料・ボーナスから天引きして積立の出来る貯蓄目的自由の商品です。	積立期間3年以上	1,000円以上
財形年金預金	給与・ボーナスから天引きして積立て、退職後60歳以降年金としてお受取りの出来る商品です。税法に基づく利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上
財形住宅預金	5年以上定期的に積立て、その全部または一部を住宅取得金などに当てる商品です。税法に基づく利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上

## 融 資 (ローン)

融資の種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご返済期間
パートナーズローン	個人事業主の方を対象とした運転・設備資金ご利用いただける商品です。	50万円以上500万円以内	5年以内
フリーローン	ご旅行・教育・ご結婚など暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただける商品です。	10万円以上1,000万円以内	10年以内
スーパーフリー	お使い道は自由、事業性資金にもご利用いただける商品です。	10万円以上500万円以内	10年以内
チョイス	お使い道は自由、事業性資金にもご利用いただける商品です。	10万円以上1,000万円以内	10年以内
クローバー	お使い道は自由、借り換えにもご利用いただける商品です。	10万円以上800万円以内	10年以内
マイカーローン	自家用自動車の購入・車検・修理・免許取得費用・カー用品の購入・マイカーローン借り換えなどにもご利用いただける商品です。	10万円以上1,000万円以内	15年以内
教育ローン	幼稚園・小・中・高・予備校・専修専門学校・短期・大学・大学院などの入学金・授業料ご利用いただける商品です。	10万円以上1,000万円以内	16年10ヶ月以内
カードローン	あらゆる資金にご利用いただけ、ATMから簡単にご融資を受けられる商品です。	10万円以上50万円以内	3年更新
ベストパック	お使い道自由、当座貸越(総合口座方式)により、お手軽にご利用いただける商品です。	30万円または50万円のいずれか	1年更新
住宅ローン	住宅新築・中古住宅・土地購入などにご利用いただける商品です。	10万円以上6,000万円以内	50年以内
リフォームローン	住宅の増改築(外構・造園含む)・増改築同時の家具家電の買替・ユニットバス工事・パラマウント工事・太陽光発電システム(10kW未満)・エコキュート・耐震強化工事・リフォームローンの借り換えなどにご利用いただける商品です。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
事業者カードローン	事業資金に幅広くご利用いただける商品です。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
アパートローン	賃貸アパート・マンションの新築・建替え・アパートローンの借り換えにご利用いただける商品です。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ

ご注意 各種融資は、融資対象が限られる場合または不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。また、年収や借入金の合計などによりご融資金額の制限や別途保証料・手数料が必要な場合がございます。詳しくは窓口へおたずねください。  
上記各種融資は、個人消費専用商品を主に記載しております、事業資金につきましては窓口へおたずねください。

きめ細かな心の通ったサービス、充実したラインナップをお届け致します。

## 各種サービス

サービスの種類	内容と特色
内国為替	ご送金・お振込・代金取立など、全国の信用組合・銀行・信用金庫・農協などとオンラインで結び、迅速・正確・安全にお取り扱いします。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが勤務先から直接お客様の口座に振り込まれるサービスです。
年金振込	年金を確実にご指定の口座で受取っていただくサービスです。年金振込をされている方は、優遇金利定期預金もご利用いただけます。
自動受取	配当金・保険金などを口座でお受取りいただけるサービスです。
公金収納	道・市町村税など公金収納のお取扱いをいたします。
自動振替	電気・ガス・水道・電話・放送受信料などの公共料金および保険料、クレジット代金などを自動的にご指定の預金口座からお支払いするサービスです。
夜間金庫	売上金などを休日・夜間にもお預かりし、翌営業日に指定の口座へ入金いたします。
定額自動振替	毎月指定日に一定額を同一の受取人にあて、ご指定の口座からお振込いたします。
キャッシュサービス	カードによるご入金・お引き出し・残高照会、全国の提携金融機関をはじめセブンイレブン(セブン銀行)ATMもご利用いただけます。
キャッシングサービス	ATMよりNCカードをはじめとする、銀行系クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合ATMを手数料無料でご利用いただけます。
ネットバンキング	残高照会・入出金明細照会・振込・振替・総合振込・給与・賞与振込など、お使いのパソコンとスマートフォンによりオフィスからお取引いただけます。

## 金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する研修等を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。



※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## ① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、事業計画の行動の柱として、「人縁・地縁による地域密着に徹し、地元から必要とされお客様の更なる発展に役立つ金融機関」を掲げております。また、「組合員による、組合員のための信用組合」を目指し、「地元企業・地元経済発展」のために、「新型コロナウイルス」収束後の持続可能な社会の実現に向け、地域に寄り添った金融サービスの提供を行っております。地域金融機関として地元のお客様の円滑な資金供給へ向けて積極的推進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しない借入の一層の促進と適切な対応を行いました。また、同計画の推進項目においては「地域密着型金融の更なる推進」、「経営基盤の強化」の項目等も定め、事業者の皆様・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割に全力を注いでおります。

### 【地域密着型金融の更なる推進】

- コンサルティング機能の充実・強化  
外部機関・専門家を活用した顧客企業への支援推進
- 「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応
- 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供、経営改善・相談等のサービス提供
- 保証付、ABL等の融資手法の検討と資金ニーズにマッチした資金供給の取組
- 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- 日本政策金融公庫との連携による、協調融資の推進

### 【経営基盤の強化】

- 事業者への各種制度資金の活用と新規創業者支援
- 「ネットバンキング」を利用して、取引先へのサービス提供
- 勤労者への各種商品を提案し、生活安定・向上支援
- 少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会等への積極的参加
- 地域の自治体・経済関係団体等との連携強化(地方創生への対応)
- はばたき奨学金の継続実施

## ② 態勢整備の状況

当組合は創業以来一貫して、地元地域のお客様のもとに訪問する「涉外業務」を態勢的に継続し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し、預金・融資の各種事務手続き・相談業務等を積極的に図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「地道な訪問活動」であります。大切な取組みとして揺らぐことのない信念に基づき行動しております。また、新規創業・経営改善等の融資実務相談・補助金申請・アドバイス等と共に、金融の円滑化支援に関する相談・受付等を取計り、地域の一番身近な金融機関としてスピード感をもって行動することを心がけております。

平成24年12月には、「経営革新等支援機関」の認定を受け、その責務を十分認識し組織一丸となって取組んでおります。

令和元年度より、TKCモニタリング情報サービスを採用し、融資審査の短縮など多くの取引先のサービス充実が図られております。当組合で、TKCモニタリング情報サービスを利用している事業先は、融資取引事業先1,042先のうち163先です。

外部機関との連携については、審査部・営業推進部の2部署が中心となり営業店をサポートする形で、平成23年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業・小規模ビジネス創造等支援事業」等の支援機関として事業に参画し、商工会議所・商工とも従来から連携関係を構築するなど、外部機関と積極的にかかわっております。

また、平成27年度より地域経済の活性化を促す目的として、(株)日本政策金融公庫と「地方創生支援を含む業務連携・協力に関する覚書」を締結し、平成30年8月より、事業用途を限定しない協調融資商品「ベストタッグ」の取扱いを開始し、取引先企業を通じた協調支援に取組み、令和5年度は16先の支援実績でありました。協調融資商品の取扱い累計は、239先となっています。



# 活性化のための取組み状況

## ③ 取組み状況

### a 創業・新事業開拓

当組合は創業及び新事業の起業者を、地縁・人縁を生かして企業支援担当者、融資渉外・渉外係が日常活動より発掘を行い、開業を目指す活動をバックアップ・良き相談者となり、可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っております。また、下記の中小企業支援説明会（Web会議）などに参加いたしました。

尚、当組合の令和5年度の創業・新事業支援への融資実績は、9件：161百万円です。

※創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績等、当組合融資のうち  
創業・新事業支援として実績把握が可能なものも含んでおります。



- 令和5年 9月22日 「十勝地域起業・事業承継サポートネットワーク合同会議」（北海道経済部地域経済局主催）
- 令和5年 10月12日 「帯広市中小企業振興情報交換会」（帯広市主催）
- 令和5年 10月24日 「十勝地域中小企業支援ネットワーク全体会議」（北海道経済部地域経済局主催）
- 令和5年 12月11日 「帯広商工会議所情報交換会」（帯広商工会議所主催）
- 令和6年 2月14日 「地域力創造推進会議」（北海道・総務省主催）

### b 成長段階

当組合は從来より、円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、動産・売掛金担保融資（ABL）や北海道信用保証協会との無担保無保証人融資（小口事業貸付）を積極的に取組み、地域経済を金融面から支える活動を行っております。

尚、当組合の令和5年度中の動産・売掛金担保融資の実績は、7件：231百万円です。（うち、売掛金担保融資0件：0百万円、動産担保融資7件：231百万円です）

※売掛金担保融資は、北海道信用保証協会の保証付きです。

※動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

### c 経営改善・事業再生・業種転換等

当組合は、コンサルティング機能の充実・強化を図るため、外部機関の専門家派遣事業等による専門家派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図る事業を積極的に活用し、各営業店支店長等が専門家と共に、顧客企業に巡回いたしました。巡回相談を受けられたお客様の中においては、販路拡大・財務改善など、その成果が一步一步前進しております。また、下記の会議出席などで顧客企業の経営改善・事業再生・業種転換等についての外部機関との連携も密接に図っております。

尚、当組合の令和5年度中のコンサルティングの実績は、（公財）北海道中小企業総合支援センター（北海道よろず支援拠点）利用2件、北海道信用保証協会専門家派遣事業利用1件・経営サポート会議利用3件、北海道事業承継・引継ぎ支援センター利用3件、中小企業活性化協議会北海道経営改善センター利用1件、補助金・給付金申請策定支援2件です。



- 令和5年 5月30日 「第1回中小企業支援力向上勉強会」（北海道経済産業局主催）
- 令和5年 6月 2日 「事業再生等の事業者支援策説明会」（財務局）
- 令和5年 6月 9日 「北海道中小企業支援ネットワーク全体会議」（北海道経済産業局主催）
- 令和5年 8月24日 「第2回中小企業支援力向上勉強会」（北海道経済産業局主催）
- 令和5年 11月13日 「第3回中小企業支援力向上勉強会」（北海道経済産業局主催）
- 令和5年 11月 2日 「地域起業・事業承継サポートネットワークオンラインセミナー」（北海道経済部地域経済局主催）
- 令和5年 12月 1日 「北海道中小企業支援ネットワーク全体会議」（北海道経済産業局主催）
- 令和6年 2月 5日 「TKC帯広支部情報交換会」（TKC主催）
- 令和6年 2月20日 「第4回中小企業支援力向上勉強会」（北海道経済産業局主催）

## ■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

### 【「経営者保証に関するガイドライン」への対応】

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからの融資相談や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど経営改善支援の検討を行っております。

### 【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例】(令和5年度)

#### 1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

主債務者は安定した取引先を確保し、良好な経営基盤を構築している。当組合より、保証契約更新にあたり「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、他行においても保証の解除を行っている状況より、保証の解除について検討する。

#### 2. 取り組み内容

当組合において経営者保証の必要性について改めて検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を解除とした。

- ①法人と経営者の関係が明確に区分・分離できていること。
- ②一定の経営基盤を確保しており、業況堅調であり、法人のみの資産・収益で借入返済可能であること。
- ③決算関係資料や試算表の提出等、必要に応じて信頼性のある情報の開示・モニタリングによる現況の把握できる先であり、経営の透明性が確保できること。
- ④メイン行を始めとする他の金融機関も経営者保証の解除について了承している。
- ⑤事業承継等により、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証を締結した。

### 【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	77件	88件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.48%	18.96%
保証契約を解除した件数	0件	21件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

## ④ 地域の活性化に関する取組み状況

当組合では、地元商工会議所・商工会・商店街等が主催する「夏祭り・盆踊り」等の地域イベントに積極的に参加・参画し、地域活性化・地域コミュニケーションに深くかかわっております。平成30年度より、当組合とお取引いただく事業者の皆様の事業発展ならびに地域振興を目的として、全国信用協同組合連合会等が主催する「ビジネスマッチング」事業に参加しております。また、令和3年度から相互扶助の精神に基づき社会貢献活動の一環として、「子ども食堂応援事業」を継続し、「おこめ券」を子ども食堂をサポートする北海道十勝総合振興局に寄付いたしました。

平成29年度より、社会において有用な人材を育成する目的として、十勝管内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、学資金の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度の「しんくみ はばたき奨学金」は、利用の皆様から好評を得ています。また、今後を担う子供たちに職業体験の実施、職業観・勤労観を育成する教育活動に協力をいたしました。

### ■ 融資を通じた地域貢献の内容

※単位未満は切り捨てて表示しております。

#### ● 無担保無保証融資（小口事業貸付）の実行額

（単位:百万円）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	24	97	49	213	37	183

#### ● 動産・売掛金担保融資の実行額

（単位:百万円）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	25	654	17	303	7	231

※令和5年度は動産担保融資 7件: 231百万円を含んでおります。

尚、動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

#### ● 地方自治体の制度融資の貸出残高

（単位:百万円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
制度融資残高	8,745	8,229	6,887
総貸出金に対する割合	20.33%	18.00%	14.71%

※令和5年度の制度融資残高のうち新型コロナウイルス感染症対応資金の残高は、4,257百万円です。

#### ● 地方自治体に対する貸出残高

（単位:百万円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸出金残高	1,072	1,031	994
総貸出金に対する割合	2.49%	2.26%	2.12%



中学生の職業体験の実施



子ども食堂応援事業

# 活性化のための取組み状況

## ■ 文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

十勝しんくみは、協同組織の金融機関として「地域と共に発展すること」を願い、地域社会の発展のために様々な取組みを行っております。

令和5年	4月～11月	上士幌町4区駐車場清掃活動参加協力	上士幌支店
	4月10日	上士幌小学校入学生 入学式写真撮影（店舗掲示用）	上士幌支店
	5月21日	幕別町本町第三町内会花壇整備事業参加協力	幕別支店
	5月28日	電信通り商店街花壇整備事業参加協力	北支店
	6月6日	歩道を花でいっぱい活動参加	本店
	6月8日	上士幌町4区商店会 花壇整備事業参加協力	上士幌支店
	7月8日	札内夏祭り 運営協力	幕別支店
	7月8日	上士幌町ひふみ商店街夏祭り 運営協力	上士幌支店
	7月16日	まくべつ夏フェスタ2023 運営協力	幕別支店
	7月21日	上士幌ナイトインビアパーティー 運営協力	上士幌支店
	8月2日	「十勝版デュアルシステム」実証事業企業実習協力	本店
	8月6日	電信通り・西別院盆踊り 運営協力	北支店
	8月9日	上士幌町納涼花火大会 運営協力	上士幌支店
	8月10日～12日	北海道バルーンフェスティバル 運営協力	上士幌支店
	8月15日	帯広平原盆踊り参加	
	8月17日	幕別盆踊り参加	幕別支店
	8月18日	上士幌盆踊り参加	上士幌支店
	8月28日	「しんくみの日」にかかる献血協力	
令和6年	9月7日	帯広第五中学校「総合的な学習の時間」職業学習協力	緑ヶ丘支店
	9月25日～28日	第22回しんくみ年金旅行の実施	
	10月8日	まくべつ産業祭り 運営協力	幕別支店
	10月14日	第23回十勝信用組合理事長杯年金パークゴルフ大会の実施	
	10月26日	十勝総合振興局を通じ、十勝管内「子ども食堂」実施団体へ運営寄付支援	
	1月25日～1月28日	電信通り商店街アイスキャンドル（帯広氷まつり協賛）制作・設置協力	北支店
	1月25日～1月28日	大通商店街アイスキャンドル（帯広氷まつり協賛）制作・設置協力	本店
	1月	能登半島地震義援金支援	



「しんくみ年金旅行」

当組合で年金をお受取りいただいている方や今後年金を受け取る予約をされている方と神戸、大阪、京都の関西三都を巡る4日間の旅行を実施いたしました。



返還不要の給付型奨学金  
「しんくみはばたき奨学金」

多数の応募から帯広商工会議所会頭による抽選を行いました。



「年金パークゴルフ大会」

当組合で年金をお受取りいただいている方や今後年金を受け取る予約をされている方とパークゴルフ大会を実施いたしました。

## ■ 地域貢献に資する預金・融資商品の提供



地域密着型 健全な消費者金融商品

地域世帯の子育て支援預金商品

# 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

## 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のしんくみ利用者相談室をご利用ください。

### 【しんくみ利用者相談室】

**電話 0120-81-4093**

受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）  
受付時間 午前10時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.tokachishinkumi.com>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 （電話：03-3286-2648）
- 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話：0570-022808）

## 紛争解決措置

- 札幌弁護士会 紛争解決センター（電話：011-251-7730）
- 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターにおいて、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記しんくみ利用者相談室または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、山形県弁護士会や仙台弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

例えば、お客様は、釧路弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

### 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）  
受付時間 午前9時～午後5時  
電話 03-3567-2456～104-0031  
住所 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表	25	内国為替取扱状況	33
貸借対照表の注記事項	26~28	貸出金種類別平均残高	34
損益計算書	29	固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	34
剰余金処分計算書	30	貸出金業種別残高、構成比	34
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	30	担保の種類別の貸出金残高	34
法定監査の状況	30	担保の種類別の債務保証見返額	35
継続企業の前提の重要な疑義	30	貸出金使途別残高	35
業務粗利益・業務粗利益率	31	貸出金種類別残高	35
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	31	消費者ローン・住宅ローンの残高	35
総資金利鞘	31	代理貸付残高の内訳	35
業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	31	有価証券種類別平均残高	36
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	31	有価証券種類別の残存期間別残高	36
受取利息及び支払利息の増減	31	自己資本の構成に関する事項	37
総資産利益率	31	自己資本の充実度に関する事項	38
1店舗当たりの預金・貸出金残高	31	信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	39
職員1人当たりの預金・貸出金残高	32	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	39
経費の内訳	32	業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	39
役務取引の状況	32	リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	40
その他業務収益	32	信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	40
預貸率及び預証率	32	出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価等	40
預金種目別平均残高	33	出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額	40
固定金利、変動金利の区分ごとの定期預金残高	33	貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額	40
財形貯蓄残高	33	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項	40
預金者別預金残高	33	金利リスクに関する事項	40

## ■ 貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		
科 目	令和4年度	令和5年度
現 金	813,957	876,598
預け金	14,355,565	12,843,910
有価証券	9,407,204	9,874,501
国 債	367,940	175,980
地方債	1,096,093	955,783
社 債	2,988,551	4,076,777
株 式	313,741	194,839
その他の証券	4,640,877	4,471,120
貸出金	45,508,110	46,821,304
割引手形	66,991	140,692
手形貸付	771,840	755,886
証書貸付	41,867,617	43,277,777
当座貸越	2,801,660	2,646,947
その他資産	333,849	528,913
未決済為替貸	9,916	20,859
全信組連出資金	229,600	229,600
前払費用	1,046	669
未収収益	65,406	78,985
その他の資産	27,879	198,798
有形固定資産	964,552	964,752
建 物	385,707	376,309
土 地	529,727	543,370
その他の有形固定資産	49,117	45,072
無形固定資産	3,408	6,638
ソフトウェア	700	3,948
その他の無形固定資産	2,707	2,689
継延税金資産	124,261	59,478
債務保証見返	468,669	462,670
貸倒引当金	△ 377,308	△ 328,705
(うち個別貸倒引当金)	(△368,998)	(△318,601)
合 計	71,602,268	72,110,062

負債及び純資産の部		
科 目	令和4年度	令和5年度
預金・積金	63,438,161	62,482,230
当座預金	962,946	905,194
普通預金	27,253,226	26,710,174
貯蓄預金	90,085	104,890
定期預金	32,159,783	32,536,460
定期積金	2,803,602	2,115,717
その他の預金	168,517	109,793
借用金	3,000,000	4,000,000
当座借越	3,000,000	4,000,000
その他負債	199,931	285,473
未決済為替借	16,883	31,845
未払費用	13,553	30,222
給付補填備金	1,056	574
未払法人税等	96,200	80,392
前受収益	5,881	6,205
払戻未済金	40	40
職員預り金	53,061	53,381
その他の負債	13,254	82,811
退職給付引当金	172,614	163,838
役員退職慰労引当金	75,501	58,103
偶発損失引当金	8,259	12,333
睡眠預金払戻損失引当金	541	487
再評価に係る継延税金負債	39,194	39,194
債務保証	468,669	462,670
負 債 の 部 合 計	67,402,872	67,504,330
出資金	575,396	579,813
普通出資金	575,396	579,813
利益剰余金	3,628,025	3,881,651
利益準備金	560,000	575,000
その他利益剰余金	3,068,025	3,306,651
特別積立金	2,764,000	3,004,000
(うち目的積立金)	(2,274,000)	(2,514,000)
当期末処分剰余金	304,025	302,651
(当期純利益)	(273,541)	(264,923)
組合員勘定合計	4,203,421	4,461,465
その他有価証券評価差額金	△ 68,242	80,050
土地再評価差額金	64,216	64,216
評価・換算差額等合計	△ 4,025	144,266
純 資 産 の 部 合 計	4,199,396	4,605,732
合 計	71,602,268	72,110,062

## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	227百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	331百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)に基づき、以下により算出しております。	
① 常広市内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第4号に定める地価税の課税対象価格(路線価)に合理的な調整を行って算出しております。	
② 幕別町内、上士幌町内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△188百万円

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建 物	3年～47年
その他	2年～18年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権（業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権）及び要注意先債権（貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権（現状、経営破綻の状況にはないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権）に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権（破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権）及び実質破綻先債権（法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権）に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。  
当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金基金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
 

年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	216,116百万円
差引額	2,962百万円
- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和4年4月分 至令和5年3月分) 0.447%
- (3)補足説明  
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び別途積立金14,056百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金18百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金については（本期は繰越不足金はありません）、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになります。

なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 偶發損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 収益の計上方法について、顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。  
貸倒引当金 328百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、7.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

15. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
Z外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
  - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
    - ① 信用リスクの管理  
当組合は、貸付規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
    - ② 市場リスクの管理
      - (i) 金利リスクの管理  
組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。  
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。
      - (ii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。  
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
    - (iii) 市場リスクに係る定量的情報  
当組合の「市場リスク量」のうち有価証券についてはVaR(観測期間は5年、保有期間は120日、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いており、当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。令和6年3月31において、当該リスク量の大きさは274百万円になります。  
令和5年4月1日から令和6年3月31まで、保有期間1日VaR(信頼区間99%)を用いてバックテスティングを行い、使用するモデルに十分な精度があることを検証しております。  
預け金、貸出金、預金積金、借用金については金利リスク量をVaR(観測期間は5年、保有期間は240日、信頼区間は99%、モンテカルロ法)を用い、その合計を市場リスク量として定量分析を行っています。令和6年3月31において、当該リスク量の大きさは122百万円になります。  
ただし、これらの当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。
  - ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
  - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項  
令和6年3月31における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合等出資金は、次表には含めておりません（注2参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	12,843	12,767	△76
(2) 有価証券 その他有価証券	9,847	9,847	-
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	46,821 △328		
	46,492	46,557	64
金融資産計	69,184	69,172	△11
(1) 預金積金(*1)	62,482	62,400	△81
(2) 借用金 (*1)	4,000	4,000	-
金融負債計	66,482	66,400	△81

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

#### 金融資産

##### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、仕組預金は、取引金融機関から提示された価額を時価としており、その他のものについては、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

##### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な制限がない場合、基準価格を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価格を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17に記載しております。

##### (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（又は市場金利）で割り引いた価格を時価とみなしております。

#### 金融負債

##### (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

##### (2) 借用金

借用金については、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合等出資金の貸借対照表価額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	26
組合等出資金(*2)	229
合 計	256

(\*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下21まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

#### 【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	167	82	85
債 券	1,514	1,493	20
国 債	-	-	-
地 方 債	604	590	13
社 債	910	902	7
そ の 他	2,647	2,479	167
小 計	4,329	4,056	273

#### 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	-	-	-
債 券	3,694	3,774	△80
国 債	175	200	△24
地 方 債	351	374	△22
社 債	3,166	3,200	△33
そ の 他	1,824	1,905	△81
小 計	5,518	5,680	△161
合 計	9,847	9,736	111

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

18. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。 売却価額 1,006百万円 売却益 39百万円 売却損 22百万円

20. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	499	3,166	921	621
国 債	-	-	-	175
地 方 債	100	376	127	351
社 債	399	2,789	793	93
そ の 他	199	2,117	1,375	444
小 計	699	5,284	2,296	1,066

21. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他の資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	656百万円	貸出条件緩和債権額	23百万円
危険債権額	313百万円	合計額	993百万円
三月以上延滞債権額	一百万円		

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、140百万円であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,768百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもののが8,768百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了したものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をできる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 694百万円

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 422百万円

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金資産小計	163百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	評価性引当額	△32百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	繰延税金資産合計	130百万円
繰延消費税等	繰延税金負債	
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	その他有価証券評価差額金	70百万円
減価償却損金算入限度超過額	繰延税金負債合計	70百万円
その他有価証券評価差額金	繰延税金資産の純額	59百万円
その他		

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産 預け金 4,000百万円

担保資産に対応している債務 借用金 4,000百万円

上記のほか、為替取引のために預け金1,100百万円を担保として提供しているほか、全国信用組合保障基金として預け金203百万円を担保として提供しております。

28. 出資1口当たりの純資産額は3,971円73銭です。

(単位：千円)

**■ 損益計算書**

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,235,760	1,260,757
資金運用収益	1,050,473	1,116,197
貸出金利息	906,499	957,081
預け金利息	18,489	22,076
有価証券利回り配当金	119,427	130,981
その他の受入利息	6,057	6,057
役務取引等収益	44,845	51,869
受入為替手数料	13,610	13,686
その他の役務収益	31,234	38,183
その他業務収益	121,543	26,665
国債等債券売却益	119,938	24,621
その他の業務収益	1,605	2,043
その他経常収益	18,898	66,025
貸倒引当金戻入益	15,955	47,622
株式等売却益	641	14,880
その他の経常収益	2,300	3,522
経常費用	861,624	908,687
資金調達費用	8,739	9,247
預金利息	7,908	8,420
給付補填備金繰入額	561	428
借用金利息	—	125
その他の支払利息	270	274
役務取引等費用	74,129	80,141
支払為替手数料	8,588	8,627
その他の役務費用	65,541	71,514
その他業務費用	21,673	22,512
国債等債券売却損	21,124	22,383
国債等債券償却損	353	—
その他の業務費用	195	129
経 費	756,186	773,020
人件費	503,096	510,647
物件費	229,905	236,685
税金	23,184	25,687
その他経常費用	895	23,764
貸出金償却	534	—
その他の経常費用	360	23,764
経常利益	374,135	352,069
特別利益	11	10
固定資産処分益	11	10
特別損失	161	1,042
固定資産処分損	141	1,000
その他の特別損失	19	41
税引前当期純利益	373,984	351,037
法人税・住民税及び事業税	95,000	79,000
法人税等調整額	5,443	7,113
法人税等合計	100,443	86,113
当期純利益	273,541	264,923
繰越金(当期首残高)	30,484	37,728
当期末処分剰余金	304,025	302,651

(注)  
 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たりの当期純利益  
 240円00銭

(注)  
 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たりの当期純利益  
 229円71銭

## ■ 剰余金処分計算書

	(単位：円)	
	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	304,025,230	302,651,718
計	304,025,230	302,651,718
剰余金処分額	266,297,102	265,374,059
利益準備金	15,000,000	4,000,000
出資に対する配当金	11,297,102	11,374,059
経営安定強化積立金	240,000,000	250,000,000
繰越金(当期末残高)	37,728,128	37,277,659

## ■ 財務諸表の適正性 及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月24日

十勝信用組合

理事長 橋場 幸一

監査報告書

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第68期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部検査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下 の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決算書類等を閲覧するとともに、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会等)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分額)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月29日

十勝信用組合

常勤監事 高木 良二

監事 久保 且佳

(注) 監事 久保且佳は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

## ■ 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」に基づき作成しておりますが、ディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

## ■ 繼続企業の前提の 重要な疑義

該当はありません。

**■ 業務粗利益、業務粗利益率、  
業務純益、実質業務純益、  
コア業務純益及び  
コア業務純益  
(投資信託解約損益を除く。)**

**■ 資金運用収支、  
役務取引等収支及び  
その他業務収支**

科 目		令和4年度	令和5年度
資金運用収支	資金運用収益	1,050,473	1,116,197
	資金調達費用	8,739	9,247
		1,041,733	1,106,949
役務取引等収支	役務取引等収益	44,845	51,869
	役務取引等費用	74,129	80,141
		△ 29,284	△ 28,272
その他の業務収支	その他業務収益	121,543	26,665
	その他業務費用	21,673	22,512
		99,870	4,152
業務粗利益		1,112,319	1,082,829
業務粗利益率		1.57	1.53
業務純益		360,730	314,910
実質業務純益		360,730	314,910
コア業務純益		262,269	312,672
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		280,154	312,672

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益

(単位 : %)

**■ 総資金利鞘**

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.48	1.58
資金調達原価率	1.11	1.14
総資金利鞘	0.37	0.44

**■ 資金運用勘定、  
調達勘定の平均残高等**

項 目	年 度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	令和4年度	70,802	1,050,473	1.48
	令和5年度	70,449	1,116,197	1.58
うち貸出金	令和4年度	43,069	906,499	2.10
	令和5年度	44,570	957,081	2.14
うち預け金	令和4年度	16,994	18,489	0.10
	令和5年度	15,938	22,076	0.13
うち金融機関貸付等	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
うち有価証券	令和4年度	10,508	119,427	1.13
	令和5年度	9,711	130,981	1.34
資金調達勘定	令和4年度	68,401	8,739	0.01
	令和5年度	67,613	9,247	0.01
うち預金積金	令和4年度	67,637	8,469	0.01
	令和5年度	67,490	8,848	0.01
うち譲渡性預金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
うち借用金	令和4年度	349	0	0.00
	令和5年度	68	125	0.18

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度は94百万円、令和5年度は104百万円)を控除して表示しております。

**■ 受取利息及び  
支払利息の増減**

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	△ 3,249	65,724
支払利息の増減	△ 821	508

**■ 総資産利益率**

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.51	0.48
総資産当期純利益率	0.37	0.36

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

**■ 1店舗当たりの  
預金・貸出金残高**

区 分	令和4年度	令和5年度
1店舗当たりの預金残高	7,929	7,810
1店舗当たりの貸出金残高	5,688	5,852

## ■ 職員1人当たりの預金・貸出金残高

区分	令和4年度	令和5年度
職員1人当たりの預金残高	893	905
職員1人当たりの貸出金残高	640	678

## ■ 経費の内訳

項目	令和4年度	令和5年度
人件費	503,096	510,647
報酬給料手当	416,110	415,178
退職給付費用	19,969	28,491
その他	67,016	66,977
物件費	229,905	236,685
事務費	111,330	119,392
固定資産費	28,473	29,706
事業費	24,611	25,426
人事厚生費	7,326	5,334
減価償却費	48,405	46,793
その他	9,758	10,033
税 金	23,184	25,687
合 計	756,186	773,020

## ■ 役務取引の状況

科目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	44,845	51,869
受入為替手数料	13,610	13,686
その他の受入手数料	28,230	35,479
その他の役務取引等収益	3,004	2,703
役務取引等費用	74,129	80,141
支払為替手数料	8,588	8,627
その他の支払手数料	57,724	63,352
その他の役務取引費用	7,816	8,161

## ■ その他業務収益

項目	令和4年度	令和5年度
国債等債券売却益	119,938	24,621
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	1,605	2,043
合 計	121,543	26,665

## ■ 預貸率・預証率

区分	令和4年度	令和5年度
預貸率	期末	71.73
	期中平均	63.67
預証率	期末	14.82
	期中平均	15.53

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### ■ 預金種目別平均残高

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	32,239,669	47.67	32,483,834	48.13
定期性預金	35,292,139	52.18	34,899,042	51.71
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	105,831	0.16	107,242	0.16
合計	67,637,640	100.00	67,490,119	100.00

(注) 1、流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2、定期性預金=定期預金+定期積金

3、その他の預金=別段預金+納税準備預金

4、構成比は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記載しております。

### ■ 固定金利、変動金利の区分ごとの定期預金残高

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	32,159,783	—	32,536,460	—
変動金利定期預金	—	—	—	—

※定期預金は、預入時に満期までの利率が確定するものであり、変動金利の取扱いはありません。

### ■ 財形貯蓄残高

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
財形貯蓄残高	27,964	—	27,381	—

### ■ 預金者別預金残高

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	46,158	72.76	46,279	74.07
一般法人	14,880	23.46	13,420	21.48
金融機関	31	0.05	31	0.05
公金	2,368	3.73	2,751	4.40
合計	63,438	100.00	62,482	100.00

(注) 構成比は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記載しております。

### ■ 内国為替取扱状況

区分	令和4年度		令和5年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金振込	仕向為替	26,481	23,921	26,975	24,986
	被仕向為替	57,680	34,877	58,213	33,835
代金取立	仕向為替	244	538	0	0
	被仕向為替	148	232	1	0

### ■ 貸出金種類別平均残高

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	45,468	0.11	42,155	0.09
手形貸付	779,878	1.81	920,793	2.07
証書貸付	40,857,269	94.86	42,130,971	94.53
当座貸越	1,387,046	3.22	1,476,307	3.31
合 計	43,069,663	100.00	44,570,229	100.00

(注)構成比は小数点第3位を四捨五入しております。

### ■ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	14,162,640		13,503,807	
変動金利貸出	31,345,470		33,317,497	
合 計	45,508,110		46,821,304	

### ■ 貸出金業種別残高、構成比

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	597,909	1.3	437,771	0.9
農業、林業	225,066	0.5	310,818	0.7
漁業	52,080	0.1	53,327	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	272,640	0.6	270,309	0.6
建設業	5,903,724	13.0	5,415,113	11.6
電気、ガス、熱供給、水道業	2,208,938	4.9	2,192,110	4.7
情報通信業	131,888	0.3	122,496	0.3
運輸業、郵便業	733,514	1.6	675,857	1.4
卸売業、小売業	2,737,428	6.0	2,714,058	5.8
金融業、保険業	549,200	1.2	812,316	1.7
不動産業	13,318,595	29.3	15,087,310	32.2
物品貯蔵業	195,837	0.4	72,859	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	496,430	1.1	515,397	1.1
宿泊業	566,839	1.2	437,301	0.9
飲食業	1,333,197	2.9	1,272,982	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	473,875	1.0	411,950	0.9
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	172,009	0.4	70,696	0.2
その他のサービス	2,127,617	4.7	1,842,788	3.9
その他の産業	86,023	0.2	121,661	0.3
小 計	32,182,816	70.7	32,837,128	70.1
国・地方公共団体等	1,031,657	2.3	994,125	2.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,293,635	27.0	12,990,049	27.7
合 計	45,508,110	100.0	46,821,304	100.0

(注) 1、構成比は小数点第2位を四捨五入しております。

2、業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ■ 担保の種類別の貸出金残高

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	576,811		585,647	
有価証券	—	—	—	—
動 産	2,504,660		2,347,369	
不動産	17,562,774		20,195,482	
信用保証協会・信用保険	8,514,473		7,255,739	
保 証	10,978,640		11,117,024	
信 用	5,350,750		5,300,042	
その他	20,000		20,000	
合 計	45,508,110		46,821,304	

**■ 担保の種類別の債務保証見返額**

区分	債務保証見返額	
	令和4年度	令和5年度
当組合預金積金	3,876	3,876
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	112,563	150,528
信用保証協会・信用保険	3,009	2,460
保証	349,220	305,806
信用	—	—
その他	—	—
合計	468,669	462,670

**■ 貸出金使途別残高**

区分	(単位:千円)	
	令和4年度	令和5年度
運転資金	13,335,307	12,527,021
設備資金	32,172,802	34,294,283
合計	45,508,110	46,821,304

**■ 貸出金種類別残高**

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	66,991	0.15	140,692	0.30
手形貸付	771,840	1.70	755,886	1.61
証書貸付	41,867,617	92.00	43,277,777	92.43
当座貸越	2,801,660	6.16	2,646,947	5.65
合計	45,508,110	100.00	46,821,304	100.00

(注)構成比は小数点第3位を四捨五入しております。

**■ 消費者ローン・住宅ローンの残高**

区分	(単位:百万円)	
	令和4年度	令和5年度
消費者ローン	1,019	1,216
住宅ローン	4,842	4,974
合計	5,861	6,191

**■ 代理貸付残高の内訳**

項目	(単位:百万円)	
	令和4年度	令和5年度
全国信用協同組合連合会	430	373
(株)商工組合中央金庫	22	56
(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	17	14
合計	470	443

■ 有価証券種類別  
平均残高

項目	令和4年度	令和5年度
	金額	金額
国 債	585	374
地方債	1,104	1,050
社 債	3,189	3,424
株 式	250	159
その他の証券	5,379	4,702
合 計	10,508	9,710

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 有価証券種類別の  
残存期間別残高

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
	4年度	—	—	—	—	367
国 債	5年度	—	—	—	—	175
	4年度	100	486	147	361	—
地方債	5年度	100	376	127	351	—
	4年度	99	1,996	796	95	—
社 債	5年度	399	2,789	793	93	—
	4年度	—	—	—	—	313
株 式	5年度	—	—	—	—	167
	4年度	—	—	—	—	313
外国証券	5年度	499	1,919	1,453	384	—
	4年度	199	2,112	1,375	444	—
その他の証券	5年度	—	5	—	—	333
	4年度	—	5	—	—	383
合 計	4年度	699	4,407	2,398	1,209	691
	5年度	699	5,284	2,296	1,066	501

■ 有価証券の取得価格  
または契約価格、  
時価及び評価損益

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

2. 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度		令和5年度	
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 頓	貸借対照表 計上額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	211	155	55	167
	債 券	1,049	1,016	32	1,514
	国 債	—	—	—	—
	地方債	734	712	21	604
	社 債	315	304	10	910
	その他の証券	1,838	1,787	50	2,647
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小 計	3,098	2,960	138	4,329
	株 式	75	88	△ 12	—
	債 券	3,403	3,476	△ 73	3,694
	国 債	367	396	△ 28	175
	地方債	361	380	△ 18	351
	社 債	2,673	2,700	△ 26	3,166
	その他の証券	2,802	2,950	△ 148	1,824
	小 計	6,281	6,515	△ 233	5,518
	合 計	9,380	9,475	△ 94	9,847
					111

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	26	26
組合等出資金	229	229
合 計	256	256

**■自己資本の構成に関する事項**

項目	令和4年度	令和5年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,192,124	4,450,091
うち、出資金及び資本剰余金の額	575,396	579,813
うち、利益剰余金の額	3,628,025	3,881,651
うち、外部流出予定額(△)	11,297	11,374
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,374	10,180
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8,374	10,180
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,653	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,205,152	4,460,271
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	2,454	4,779
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,454	4,779
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	2,454	4,779
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ)-(口)) (ハ)	4,202,698	4,455,492
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	35,222,109	37,454,037
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	103,411	—
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	103,411	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,923,840	1,947,027
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	37,145,949	39,401,065
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ)/(二))	11.31%	11.30%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ■自己資本の充実度に関する事項

項目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	35,287	1,411	37,291	1,491
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	34,786	1,391	36,898	1,475
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	62	2	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20	0	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,995	159	4,004	160
法人等向け	9,960	398	10,046	401
中小企業等向け及び個人向け	4,251	170	4,510	180
抵当権付住宅ローン	4,264	170	4,622	184
不動産取得等事業向け	7,759	310	8,960	358
三月以上延滞等	175	7	42	1
取立未済手形	1	0	4	0
信用保証協会等による保証付	147	5	150	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	271	10	109	4
出資等のエクスポージャー	271	10	109	4
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	3,864	154	4,378	175
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	913	36	1,162	46
信用協同組合連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	229	9	229	9
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	148	5	133	5
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	2,572	102	2,853	114
②証券化工エクspoージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用部分	—	—	—	—
証券化 非STC要件適用部分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	397	15	393	15
ルック・スルー方式	397	15	393	15
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	103	4	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連工エクspoージャー	—	—	—	—
口、オペレーションナル・リスク	1,923	76	1,947	77
ハ、単体総所要自己資本額(イ+口)	37,211	1,488	39,238	1,569

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2、「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3、「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4、オペレーションナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

&lt;オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法&gt;

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷ 8%

5、単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

**■ 信用リスクに関する  
エクスポート・エクスポート・エクスポート**

主な種類別の期末残高  
(地域別・業種別・残存期間別)

エクスポート区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート・エクスポート・エクスポート						(単位:百万円)	
	貸出金・コミットメント デリバティブ等の他の オフ・バランス取引			債券				
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	67,486	68,810	46,010	47,320	4,693	5,969	462	341
国外	4,082	3,278	-	-	4,082	3,278	-	-
地域別合計	71,568	72,089	46,010	47,320	8,776	9,248	462	341
製造業	1,738	1,441	598	441	1,100	1,000	-	14
農業、林業	306	401	306	401	-	-	-	-
漁業	52	53	52	53	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	272	270	272	270	-	-	-	-
建設業	6,207	5,722	6,207	5,722	-	-	-	0
電気、ガス、熱供給、水道業	2,413	2,398	2,213	2,198	200	200	-	-
情報通信業	231	322	131	122	100	200	-	-
運輸業、郵便業	1,071	1,033	756	733	300	300	-	-
卸売業、小売業	3,080	3,327	2,897	2,877	100	400	68	50
金融業、保険業	19,381	18,534	559	821	4,336	4,810	-	-
不動産業	13,855	15,712	13,655	15,412	200	300	-	-
物品販賣業	195	72	195	72	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	554	574	554	574	-	-	-	-
宿泊業	567	437	567	437	-	-	257	246
飲食業	1,505	1,473	1,505	1,473	-	-	2	-
生活関連サービス業、娯楽業	597	537	597	537	-	-	14	14
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	178	75	178	75	-	-	-	-
その他のサービス	2,291	1,978	2,289	1,976	-	-	102	-
その他の産業	86	121	86	121	-	-	-	-
国・地方公共団体等	3,472	3,033	1,033	996	2,439	2,037	-	-
個人	11,339	11,997	11,339	11,997	-	-	17	14
その他	2,167	2,568	11	1	-	-	-	-
業種別合計	71,568	72,089	46,010	47,320	8,776	9,248	462	341
1年以下	43,877	42,551	31,174	33,047	699	699	-	-
1年超3年以下	7,110	8,385	4,709	4,919	2,400	3,465	-	-
3年超5年以下	6,033	6,550	4,054	3,950	1,979	1,799	-	-
5年超7年以下	3,824	3,469	3,011	2,286	712	1,182	-	-
7年超10年以下	3,535	3,308	1,694	1,647	1,740	1,060	-	-
10年超	2,717	2,612	974	1,072	1,242	1,039	-	-
期間の定めのないもの	2,363	2,645	391	395	-	-	-	-
その他	2,106	2,567	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	71,568	72,089	46,010	47,320	8,776	9,248	-	-

(注) 1、「貸出金・コミットメント及び他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの借入額等、信借相手額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の借入額等の合計額です。  
 2、「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポートのことであります。  
 3、上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポートのことであります。具体的には、現金、その他資産等が含まれます。  
 4、CVAリスクおよび中央清算機能開通エクスポートは含まれておりません。  
 5、業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位:百万円)

項目	期末残高		当期増減額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
一般貸倒引当金	8	10	-	△ 3
	368	318	368	△ 12
個別貸倒引当金	318	377	318	△ 50
	328	328	328	△ 48
合計				

(注) 1、当組合は、特定海外債権を保有しておらず、特定期限内償還引当勘定に係る引当を行っておりません。  
 2、当組合では、自己資本比率算定にあわざり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、該当引当金の額は上記残高等に含めておりません。

(単位:百万円)

区分	個別貸倒引当金				貸出金償却額	
	期末残高		期中増減額			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	17	14	0	△ 3	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	21	-	△ 7	△ 21	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	16	15	6	△ 1	0	-
卸売業、小売業	59	53	1	△ 6	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	15	26	0	11	-	-
物品販賣業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	194	182	△ 14	△ 12	-	-
飲食業	1	-	1	△ 1	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	18	18	△ 1	0	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	△ 0	-	-	-
その他のサービス	12	-	4	△ 12	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	10	8	△ 4	△ 2	-	-
合計	368	318	△ 13	△ 50	0	-

(注) 1、当組合は、国内の限定されたエリートにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2、業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	11,386	—	9,646
10%	—	1,582	—	1,605
20%	500	15,718	600	14,114
35%	—	12,185	—	13,214
50%	2,500	916	3,725	338
75%	—	6,156	—	6,557
100%	1,000	18,980	1,000	20,542
150%	—	276	—	279
250%	—	365	—	464
1250%	—	—	—	—
合計	4,000	67,568	5,325	66,764

(注) 1、格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2、エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3、コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

## ■ 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
		769	732	104	103	—	—
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー							

(注) 1、当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2、上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー)を含みません。

## ■ 出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価等

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	286	286	167	167
非上場株式等	256	—	256	—
合 計	543	286	424	167

(注) 本項目の記載対象となるエクspoージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

## ■ 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

区分	令和4年度	令和5年度
売却益	0	14
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## ■ 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

区分	令和4年度	令和5年度
評価損益	△ 94	111

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他の有価証券の評価損益です。

## ■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

区分	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	416	422
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

## ■ 金利リスクに関する事項

IRRBB1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	458	1,030	6	16
2	下方パラレルシフト	0	0	▲ 3	▲ 14
3	スティープ化	425	819		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	458	1,030	6	16
8	自己資本の額			木	へ
				当期末	前期末
				4,455	4,202

(注) 1、金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支給時期
- c. 支給方法

#### (2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	67

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です。

2. 上記内訳は「基本報酬」64百万円、「賞与」2百万円となっております。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬などに関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

# ■法定開示項目一覧

協金法施行規則第69条により次の項目を開示しています。

	頁		頁
1 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項		(7) オペレーション・リスクに関する次に掲げる事項	10
イ 事業の組織	04	ア オペレーション・リスク管理の方針及び手続の概要	10
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	04	イ オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	10
ハ 会計監査人の名称	04	(8) 銀行勘定における出資等又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	10~11
二 事務所の名称及び所在地	04	(9) 金利リスクに関する次に掲げる事項	11
ホ 組合代理業者に関する事項	該当なし	ア 金利リスク管理の方針及び手続の概要	11
2 組合の主要な事業の内容	16	イ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	11
3 組合の主要な事業に関する次に掲げる事項		【定量的な開示事項】	
イ 直近の事業年度における事業の概況	05	(1) 自己資本充実状況(自己資本比率明細)	37
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項		(2) 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	38
(1) 経常収益	05	イ 信用リスクに対する所要自己資本額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	38
(2) 経常利益又は経常損失	05	(ア) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	38
(3) 当期純利益又は当期純損失	05	(イ) 証券化エクスボージャー	38
(4) 出資総額及び出資総口数	05	(ロ) オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額	38
(5) 純資産額	05	(ア) 基礎的手法	38
(6) 総資産額	05	ハ 単体自己資本比率	37
(7) 預金積金残高	05	二 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額	38
(8) 貸出金残高	05	(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項	
(9) 有価証券残高	05	イ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高及びエクスボージャーの主な種類別の内訳	39
(10) 単体自己資本比率	05	ロ 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びこれらのエクスボージャーの主な種類別の内訳	39
(11) 出資に対する配当金	05	(ア) 地域別	39
(12) 職員数	05	(イ) 業種別又は取引相手別	39
(13) 信託報酬	該当なし	(ウ) 残存期間別	39
(14) 信託勘定貸出金残高	該当なし	八 三ヶ月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	39
(15) 信託勘定有価証券残高	該当なし	(ア) 地域別	39
(16) 信託財産額	該当なし	(イ) 業種別又は取引相手別	39
ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		(ウ) 残存期間別	39
(1) 主要な業務の状況を示す指標		八 三ヶ月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	39
ア 業務粗利、業務粗利利率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	31	(ア) 地域別	39
イ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	31	(イ) 業種別又は取引相手別	39
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利潤	31	(ウ) 残存期間別	39
エ 受取利息及び支払利息の増減	31	九 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
オ 総資産経常利益率	31	(ア) 地域別	39
カ 総資産当期純利益率	31	(イ) 業種別又は取引相手別	39
(2) 預金に関する指標		ハ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
ア 流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残高	33	(ア) 地域別	39
イ 固定期定期預金、変動金定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高	33	(イ) 業種別又は取引相手別	39
(3) 貸出金等に関する指標		(ウ) 残存期間別	39
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	34	九 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	34	(ア) 地域別	39
ウ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	34~35	(イ) 業種別又は取引相手別	39
エ 使途別の貸出金残高	35	(ウ) 残存期間別	39
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	34	十 一般貸借対照表	
カ 預貸率の期末値及び期中平均値	32	(ア) 有価証券	36
(4) 有価証券に関する指標		(イ) 金銭信託	36
ア 商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし	(ア) 有価証券	36
イ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	36	(イ) 金銭信託	36
ウ 有価証券の種類別の平均残高	36	(ア) 有価証券	36
エ 預証率の期末値及び期中平均値	32	(イ) 金銭信託	36
(5) 信託業務に関する指標	該当なし	(ア) 有価証券	36
4 組合の事業の運営に関する次に掲げる事項		(イ) 金銭信託	36
イ リスク管理の体制	08~11	(ア) 有価証券	36
ロ 法令遵守の体制	12~14	(イ) 金銭信託	36
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	19~22	(ア) 有価証券	36
二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項		(イ) 金銭信託	36
(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	該当なし	(ア) 有価証券	36
(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	23	(イ) 金銭信託	36
5 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		(ア) 有価証券	36
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	25~30	(イ) 金銭信託	36
ロ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全引当状況	07	(ア) 有価証券	36
ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし	(イ) 金銭信託	36
二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項		(ア) 有価証券	36
【定性的な開示事項】		(イ) 金銭信託	36
(1) 自己資本調達手段の概要	06	(ア) 有価証券	36
(2) 自己資本充実度に関する評価方法の概要	06	(イ) 金銭信託	36
(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項		(ア) 有価証券	36
ア リスク管理の方針及び手続の概要	08	(イ) 金銭信託	36
イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		(ア) 有価証券	36
① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	09	(イ) 金銭信託	36
② エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	09	(ア) 有価証券	36
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	09	(イ) 金銭信託	36
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当なし	(ア) 有価証券	36
(6) 証券化エクスボージャーに関する事項	該当なし	(イ) 金銭信託	36
6 繼続企業の前提の重要な疑義	該当なし	(ア) 有価証券	36

## 十勝信用組合営業地区・店舗



ばんえい十勝（帯広市）



バルーンフェスティバル（上士幌町）



パークゴルフ（幕別町）



### トピックス

令和5年8月5日  
総代交友会ゴルフコンペ  
(帯広国際カントリークラブ)

みなさまの想いに全力で応えたい  
それが私たちの想いです。

〈窓口担当〉

## 店舗一覧表

《事務所の名称・所在地・自動機器（ATM）設置状況》（令和6年6月21日現在）

本店	〒080-0010 帯広市大通南9丁目18・20番地	TEL. 0155-23-1371 FAX. 0155-24-0354	ATM 2台
緑ヶ丘支店	〒080-0026 帯広市西16条南4丁目60番17	TEL. 0155-41-8131 FAX. 0155-41-8133	ATM 2台
北支店	〒080-0802 帯広市東2条南5丁目13番地	TEL. 0155-23-2135 FAX. 0155-24-0327	ATM 1台
幕別支店	〒089-0603 中川郡幕別町本町93番地2	TEL. 0155-54-2428 FAX. 0155-54-4324	ATM 1台
上士幌支店	〒080-1408 河東郡上士幌町字上士幌東3線237番地	TEL. 01564-2-3111 FAX. 01564-2-4144	ATM 1台
南支店	〒080-0015 帯広市西5条南21丁目1番地	TEL. 0155-27-2298 FAX. 0155-24-0391	ATM 2台
西支店	〒080-0028 帯広市西18条南2丁目10番地3	TEL. 0155-33-9191 FAX. 0155-35-6819	ATM 2台
啓北支店	〒080-0043 帯広市西13条北4丁目1番地22	TEL. 0155-33-1212 FAX. 0155-33-1215	ATM 1台



Shinkumi Bank  
ちかくにいるから、  
チカラになれる。  
**信用組合**  
しんくみ

 **十勝信用組合**



十勝しんくみ 

<https://www.tokachishinkumi.com>

